

学生保険



学生教育研究災害傷害保険等は、(財)日本国際教育支援協会が取り扱っているもので、全国の国・公・私立大学の学生を対象として、学生が身体に傷害を受けた場合の補償制度です。本学では全員加入することとなっており、保険料は、修業年限分を入学時に一括納入することとなっています。

学生教育研究 災害傷害保険 関係事項

Q1 学生教育研究災害傷害保険とはどのようなものですか。

この保険は、大学に学ぶ学生の被る種々の教育研究活動中及び通学中の災害に対する災害補償制度です。

→学務部学生生活支援課へ

Q2 学生教育研究災害傷害保険において教育研究活動中とはどういうことですか。

1. 正課を受けている間
2. 学校行事に参加している間
3. 前記1・2以外で学校施設内にいる間
4. 学校施設外で大学に届け出た課外活動を行っている間

のことで、
なお、「病気」はこの保険の対象となりません。

→学務部学生生活支援課へ

Q3 学生教育研究災害傷害保険において通知義務とはどういうことですか。

学部もしくは学科等を変更したとき、退学したとき、通算して1年以上休学したときは所定の手続きが必要となりますので、所属学部の学務係へ申し出てください。

→各学部学務係へ

Q4 学生教育研究災害傷害保険において保険料の請求・返還はどのようにすればよいですか。

学部又は学科等の変更をした場合、適用保険料に変更が生じたときは、変更があった年度以降について、その差額保険料を請求または返還します。退学した場合、退学した翌年度以降について保険料の全額を返還します。

→各学部学務係へ

Q5 学生教育研究災害傷害保険において事故通知はどのようにすればよいですか。

保険事故が発生したときは、ただちに事故の日時・場所・状況・傷害の程度を遅滞なく所属学部の学務係へ連絡するとともに、事故通知はがきを受け取り東京海上日動火災保険(株)静岡損害サービス課に通知してください。通学中及び学校施設等相互間の移動中の事故が発生したときは、事故通知に加え、通学中事故証明書または施設間移動中事故証明書を記入のうえ、東京海上日動火災保険(株)静岡損害サービス課に提出してください。

→各学部学務係へ

学生教育研究 賠償責任保険 関係事項

Q1 学生教育研究賠償責任保険とはどのようなものですか。

国内において、学生が、正課、学校行事及びその往復中で、他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したことにより被る法律上の損害賠償を補償します。

→学務部学生生活支援課へ

Q2 学生教育研究賠償責任保険において対象となる活動とはどのようなものですか。

1. 正課、学校行事及びその往復
 2. インターンシップ、介護体験活動、教育実習、保育実習、ボランティア活動及びその往復。
- ただし、学校が、正課、学校行事、課外活動として認めた場合に限り、(臨床・看護等の医療関連全般の実習を除く)

→学務部学生生活支援課へ

Q3 学生教育研究賠償責任保険においていう課外活動とはどのようなものですか。

課外活動とは、インターンシップ・ボランティア活動を実施することを目的として組織され、大学の学内学生団体としての承認を受けた団体の管理下の活動をいいます。

→学務部学生生活支援課へ

Q4 学生教育研究賠償責任保険において事故通知はどのようにすればよいですか。

保険事故が発生したときは、電話にて東京海上日動火災保険(株)静岡損害サービス課(電話0120-868-066)へ自分の氏名・年齢・大学名、事故発生日・時刻、事故発生場所、被害者の氏名・年齢、事故の原因、被害(傷害・損壊等)の程度を連絡するとともに、所属学部学務係へ事故にあったこと及び保険会社へ連絡した内容を報告してください。

→各学部学務係へ

医学部では、固有の事故に対する補償を付加した「医学生総合補償制度」、「医療系学生総合補償制度」に、歯学部では、「歯学生総合補償制度」、「歯科医療系学生総合補償制度」に、また、医歯学総合研究科及び保健学研究科では、「医療系大学院生総合補償制度」にそれぞれ加入することとなっています。
また、実務法学研究科は、人格権の侵害に対する補償を付加した「法科大学院生教育研究賠償責任保険」に全員加入することとなっています。

■連絡先/学務部学生生活支援課生活支援係 TEL 025-262-6088

共通事項

Q1 学生教育研究災害傷害保険等において保険料及び保険期間についてはどうなっていますか。

例)平成17年度入学者
人文・教育人間科・法・経済=4,800円(4年間分)
理・工・農=5,500円(4年間分)
医(医)=62,970円(6年間分)
医(保)=45,070円(4年間分)
歯(歯)=62,970円(6年間分)
歯(口)=45,070円(4年間分)
夜間主コ-ス(経済)=2,900円(4年間分)
いずれも修業年限が保険期間です。

→学務部学生生活支援課へ

Q2 学生教育研究災害傷害保険等において加入受付期間についてはどうなっていますか。

原則として、新入生は入学手続期間、在学生は4月1日~4月30日及び10月1日~10月31日です。

→学務部学生生活支援課へ

Q3 学生教育研究災害傷害保険等の保険期間中に休学、留年となる場合はどうすればよいですか。

休学の場合、休学期間終了後、休学期間に応じて保険料分担金を返還します。(1年未満の端日数は切り捨て)
保険期間は延長されませんので、その後の保険適用を受けるためには、保険期間終了後に新たに保険の加入手続を行うことが必要です。留年の場合、所定の修業年限が終わったら、自動的に保険期間は終了します。保険を延長したい場合は、保険期間が終了する前までに加入手続を行ってください。

→学務部学生生活支援課へ

健康コラム

AEDを知っていますか?

保健管理センター 鈴木芳樹

AED(Automated External Defibrillator)は、自動体外式除細動器のことです。心臓が停止状態(心停止)になった時、心電図を自動的に分析して心室細動が否かを判断します。その場合は電気ショックを実行し、脈を正常に戻して心臓の収縮を再開させます(電気的除細動)。

心室細動は心臓の心室が小刻みにふるえる状態で、本来のポンプ機能がなくなるため、数分間続くと死にいたる危険な不整脈です(右図)。心室細動を伴う心臓突然死を起こす人の多くは、不整脈、虚血性心疾患(心筋梗塞など)、肥大型心筋症といった心臓病を持っています。日本における突然死は年間約8万人と推定されていますが、そのおよそ半分が心臓突然死で、毎日100人以上の方が亡くなっています。

心停止の場合の死亡率は、心停止から3分で50%、5分で100%と言われています。救急車が現場に到着するまでの全国平均時間は約6分ですので、AEDの必要性が理解できると思います。ただし、AEDを含めた基本的な心肺蘇生法、救急車による移送、救急救命士による処置、救命救急センター等による医療が、スムーズに連携してはじめて救命が可能になります(救命の連鎖)。

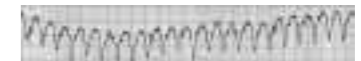
2001年に航空機内での客室乗務員による使用は医師法等には抵触しない旨の通達があり、2003年に医師の指示なく救急救命士の使用が許可され、ついに2004年7月一般人による使用が解禁されました。このために空港、船、ホテル、体育館、学校などにAEDの配備が進んでいます。

心停止の時は、従来の基本的な心肺蘇生法(ABC)にAEDを追加する(ABCD)と考えた方がよいでしょう。心肺蘇生法の実施方法は以下の通りです。

正常の心電図



心室細動の心電図



心肺蘇生法の実施方法

- 1 意識があるかないかを調べる
意識の確認
- 2 救急車を呼ぶ
心停止の可能性があれば、AEDを手配する
- 3 気道確保と呼吸確認
A...Airway
- 4 人工呼吸
B...Breathing
- 5 心臓マッサージ
C...Circulation
- 6 AEDを実行する
D...Defibrillation



保健管理センターにあるAEDの使用手順を説明しましょう

- 1 電源ボタンを押して電源を入れる
以下、音声の"指示"に従う。
- 2 電極を接続して下さい
本体と接続している電極パッドを患者の胸部に貼る。
- 3 解析ボタンを押して下さい ▶ 患者に触れないで下さい ▶ 解析中です
AEDが自動的に患者の心電図を解析している。
- 4 除細動が必要です ▶ 患者に触れないで下さい ▶ 通電ボタンを押して下さい
AEDから除細動の指示が出たので、通電ボタンを押す。
- 5 患者に触れないで下さい ▶ 解析中です ▶ 除細動は必要ありません ▶ 脈拍を確認して下さい
再度除細動が必要な場合は、音声の指示により(4)に戻る。
- 6 救急隊員や医師に引き継ぐまで、電極パッドをはがさず、患者を観察し必要があれば心肺蘇生法を行う。

意識消失は心停止だけでなくさまざまな原因でおきますが、実際の救急の現場では、一般の方は心停止すなわち脈の確認をしなくても結構です(AHA2000)。まずはAEDを含めた心肺蘇生法を体験的に学習することで、市内で遭遇した場合に役立つこともあるでしょう。このための健康教室を、保健管理センターで随時開催しますので、保健管理センターホームページなどをみて参加して下さい。